

## ◎新潟県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年12月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 253号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市北鎧坂2043番1から 同市八箇壬10番1まで	新	(A) 8.5～109.0メートル	13,315.0メートル
十日町市新宮甲1225番2から 同市伊達甲2025番1まで		(B) 12.0～103.0メートル	1,436.0メートル
十日町市伊達甲2025番1から 同市字三ノ沢丙787番まで		(C) 12.8～82.7メートル	1,711.0メートル
十日町市北鎧坂2043番1から 同市八箇壬10番1まで	旧	(A) 8.5～109.0メートル	13,315.0メートル
十日町市新宮甲1225番2から 同市伊達甲2025番1まで		(B) 12.0～103.0メートル	1,436.0メートル

備考1 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 國土交通大臣の権限代行区間の区域変更

3 路線の重用

一部区間一般国道117号、県道小千谷十日町津南線、県道十日町川西線、県道十日町塩沢線と重用